

令和3年4月 初版

# 富士市「神戸小学校」 避難所運営マニュアル 共通版

- 本マニュアル共通版は、神戸小学校避難所の基本的な運営方法を表したものです。発生した災害の規模やその時点での状況に応じて各活動での体制や配置人員、行動内容等は柔軟に運用をしてください。
- 別冊運営班の業務と様式集を併せてご使用ください。
- このマニュアルでは基本的な事を記載しています。実際の場面では別紙の手順書等により行動をしてください。



富士市防災危機管理課  
神戸地区町内会連合会

# 目次

1. はじめに	1
2. 避難についての基本事項	2
3. 基礎データ	3
4. 災害発生時の情報・物資の流れ	4
5. 避難所運営に関係する人と組織の行動・役割	5
6. 避難所運営の基本方針	7
7. 避難所運営の初動期から解消期までの流れ	10
8. 避難所運営の具体的な対応	12
(1) 初動対応（災害発生当日）	12
初動対応の基本事項	12
先行活動班	13
主な初動対応の内容	14
神戸地区 発災から避難所入所までの流れ	15
初動対応での各関係先の関連図	16
(2) 避難所開設期（～4日目程度）の対応	17
避難所開設期の対応内容	17
神戸小避難所運営組織	19
運営組織の運用方法	20
各地域からの運営組織参加者の選任と運用	21
各運営班の主な活動内容	22
避難スペースの割り振り	23
(3) 避難所運営期（4日目～2週間程度）の対応	27
(4) 統合・解消期（2週間程度～）の対応	29
●避難所用備蓄品リスト	30
●災害時の連絡先一覧	33
●マニュアル構成と使い方	34
●避難所運営マニュアル作成の記録	35
●改訂履歴	36

# 1.はじめに

大きな地震等の大規模災害が発生し、家屋の倒壊やライフラインの途絶等により自宅での生活が困難になった場合は市指定避難所の「神戸小学校」へ避難することができます。

住民の避難行動、自主防災会の行動、避難所を開設して避難者を受け入れる初動対応、そして避難者自らが運営していく避難生活についての手引きとしてこの「神戸小学校避難所運営マニュアル」を作成しました。

いつの日にか必ず発生する大規模災害に備える為には、このマニュアルを基にした実地訓練や課題の検討等を継続的に実施して更なる具体化・充実化を進めていくことがとても重要です。

避難が現実となったその時にこのマニュアルが役に立ち、落ち着いて行動できるように、世代を引き継ぎながら仕組みとこのマニュアル類を磨き上げていっていただくように願っています。

令和3年4月

神戸小避難所運営検討委員会



神戸小学校

## 2. 「避難」についての基本事項

### ① 避難所の開設基準

#### 避難所は以下の場合に開設されます

- (ア) 目安として富士市内で「震度5弱」以上の地震が発生した時
- (イ) 神戸地域の被災状況から避難者の発生が予想される時
- (ウ) 実際に神戸地域内に避難者が発生している時
- (エ) 総合的に富士市災害対策本部が避難所開設を判断した時
- (オ) 「南海トラフ地震に関する臨時情報」が発表され、富士市長が必要と判断したとき

### ② 神戸地区の指定避難所

- 名称 「神戸小学校避難所」
- 対象地域 「神戸1丁目・神戸2丁目・今宮」
- 住所 富士市神戸633
- ☎ 0545-21-2192
- 想定最大避難者数 334名(第4次地震被害想定)
- 適用災害 「地震時の避難のみに適用」



### ③ 風水害や火山噴火の場合の避難について

風水害の場合の避難については地震発生の場合とは異なるので注意してください。  
火山噴火の場合の避難方法も地震発生時とは異なります(噴火警戒レベル5で避難)

台風や集中豪雨などの風水害による被害が予想され、避難準備が発令された場合や自宅待機が困難又は不安な場合には一時的に「神戸まちづくりセンター」が避難先として開放されます。広報やテレビの情報を確認して自主的に避難してください。

### 3. 基礎データ

#### (1) 静岡県第4次地震被害想定 ※一般的な想定値

市指定避難所避難者	1日後	1週間後	1ヶ月後
富士市全体	14,144	26,666	6,773
神戸小学校	133	334	66

ライフライン 使用可能率	直後	1日後	7日後	1ヵ月後
上水道(飲料水)	0%	4%	41%	100%
下水道※管路の状況が 確認されるまで使えません	94%	95%	97%	100%
電気	11%	22%	97%	98%
都市ガス	0%	0%	15%	83%
LPガス	79%	—	—	—
固定電話	11%	21%	96%	100%



▲静岡県第4次地震被害想定を  
基にした「富士市防災マップ」  
(平成26年4月全世帯配布)

**[注意]下水道は発災直後は点検終了までは使用禁止 (トイレ、台所、風呂の排水)**

#### (2) 神戸地区の市指定避難所 「神戸小学校」

##### ① 収容人数、耐震ランク

避難所	収容可能人数	建物名	耐震ランク	備考
神戸 小学校	1,037人	屋内運動場	新耐震基準	*【耐震ランク】 新耐震基準…昭和56年6月1日以降 に設計された建築物で、東海地震 に対する耐震性能を有する。
		北校舎 (RC造)	新耐震基準	
		南校舎 (RC造)	新耐震基準	

\*【収容人数算出根拠】 体育館…延床面積×80%÷3 m<sup>2</sup>/人  
校舎等…延床面積×50%÷3 m<sup>2</sup>/人

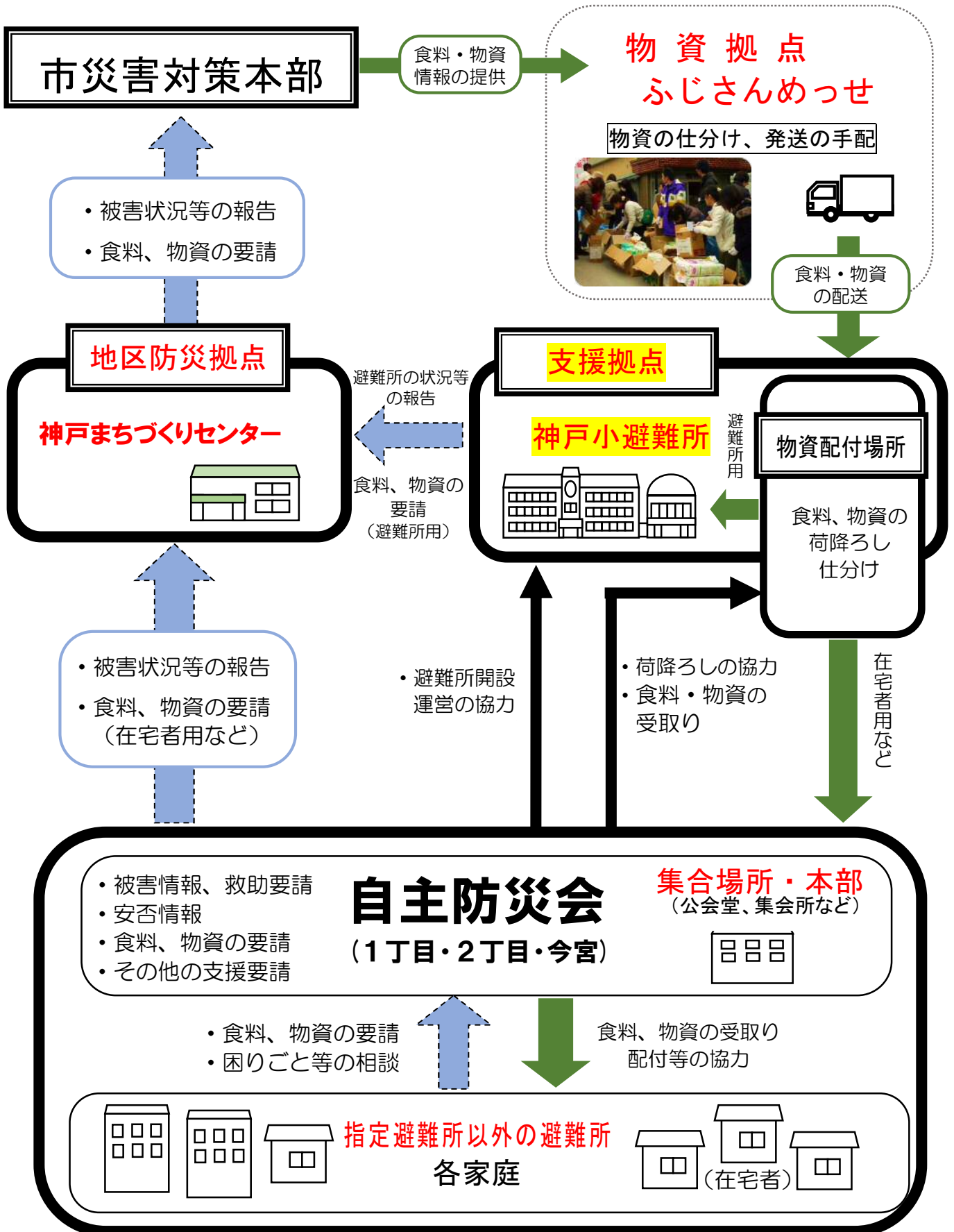
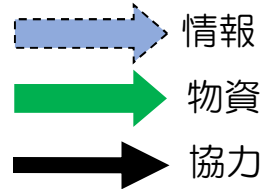
##### ② 受水槽

避難所名	受水槽
神戸小学校	61 t

##### ③ 災害時特設公衆電話

避難所名	電話台数	差込口	電話機保管
神戸小学校	2台	玄関	事務室

# 4 災害発生時の情報・物資の流れ



## 5. 避難所運営に関係する人と組織の行動・役割

### ● 避難者

- 大きな地震が発生し自宅での生活が困難になった場合にはまずは安全を確保できる場所に避難をします。その後必要な場合には避難所へ避難をします。

### ● 指定避難所

- 「**神戸小学校**」が神戸地区の指定避難所となります、発災直後は「グラウンド」が待機場所となり、避難所の準備が整い次第、「体育館」（一部校舎内）に入所します。※尚、神戸小学校以外の避難所へも入所は可能です。
- 指定避難所は避難者が生活する場所だけではなく支援物資の配布など、**地域への支援拠点**としての役割ももちます。
- 避難所開設当初は市職員や避難所運営委員を中心に運営をしますが、その後は避難者自身による自主的な避難所運営をしていくこととなります。**

### ● 自主防災会

- 富士市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、神戸1丁目、神戸2丁目、今宮の各自主防災会は各公会堂に「災害対策本部」を設置し、各町内の防災拠点として活動を展開します。
- 避難所への避難が必要な人達をとりまとめ、避難所側と連携して避難者を神戸小グラウンドまで安全を確保して誘導します。
- 「**避難所支援班**」を神戸小避難所へ派遣し避難所の開設と立上げを支援します。避難所支援が可能な協力者は避難所開設、運営を支援します。

### ● 地区班

- 予め決められた富士市職員が「神戸地区班」として地区の防災拠点となる「神戸まちづくりセンター」へ配備され、市災害対策本部と地域側とのパイプ役として行動します。
- 地区班の何名かは「避難所派遣職員」として避難所と地区班とのパイプ役として避難所開設、避難所運営を避難所現場で支援します。

- 施設管理者

- 避難所となる「神戸小学校」側の責任者・担当者が施設管理者となります。
- 避難所開設段階の初動対応から避難所運営まで、施設管理者の立場で行動します。
- 所定の避難スペース以外に居住スペースや共有スペースが必要となった場合に施設の開放許可や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営支援を行います。

- 富士市災害対策本部

- 富士市全体の対策本部として富士市役所消防防災庁舎3階に設置されます。
- 各地区班等からの報告により、被害状況把握、情報提供、必要物資手配他、全体の調整を行い各避難所運営をバックアップします。

- 地区防災拠点

- 市地区班の活動拠点として「神戸まちづくりセンター」に設置されます。
- 地域の災害対策の拠点として情報収集、情報伝達、必要物資の要請、支給他の活動を展開します。

- 避難所運営委員会

- 地域の人達を主体として構成する避難所にたずさわる委員会です。
- 平時には避難所運営内容検討、避難所開設・避難所運営の訓練等をおこない、有事には避難者を含めた避難所運営本部を編成し避難所の運営にあたります。

- 先行活動班

- 発災当初の混乱期に避難所開設準備、避難者受入までの初動対応をおこなうための各地域からの「避難所支援班」のメンバーです。
- 「避難所支援班」以外の住民からの協力者、地域防災指導員、及び富士市地区班、施設管理者が連携して初動対応を展開します。



## 6. 避難所運営の基本方針

### (1) 災害発生後、自宅が被災していない場合は、自宅での生活（在宅避難）が基本です。

一時避難場所等で災害から難を逃れたあと、自宅が倒壊や滅失してしまったことで生活が困難となってしまった方達が一時的に生活する場所が「避難所」です。避難所には行かずに、自宅ですごせるための普段からの備えがととても重要です。平時から地域住民の皆さんへの様々な方法での意識付けが重要です。

◎地震で壊れない家に住む      ◎水と食料と簡易トイレ他の備蓄(2週間分)

**避難所は生活面、衛生面でとても過酷な環境です、以下のような理由からも出来る限り避難所へは行かずに自宅で生活することを目標にしましょう。**

- 避難所のスペースは限りがあります。避難所に人があふれて入れないことも考えられます。また、避難者が密集することによる新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染への危険性も高まります。
- 避難所では限られた環境での共同生活をおくることになり、プライバシーの確保も難しく大きなストレスの原因になることもあります。自宅であれば個人（家族）の空間として生活できます。
- 避難所ではペット達もとても過酷な環境におかれます。ペット達を守るためにも在宅避難やその他の手段でのりきる備えを目指しましょう。

### (2) 避難所は、被災者の生活を再建するための、地域の支援拠点として機能することをめざします。

避難所は、災害により自宅を失った人や、災害発生の危険性があり自宅に住むことができない人などが、一時的に生活を送る場所です。しかし、それだけではなく、被災者が生活再建するための、地域の支援拠点となります。これは、避難所生活を送る被災者だけでなく、自宅や避難所以外の場所で生活を送る被災者への物資の配付や生活情報の発信等、地域の支援拠点としての機能を有するためです。

- 生活場所の提供  
避難所となる体育館等は、日常生活を送るための機能は有していないため、暑さ、寒

さの調整やプライバシーを確保することは困難なことです。このような状況下における避難生活が長期化するほど、健康への負担が増大し心身に悪影響を及ぼすため、段階的に生活場所の改善を図る必要もあります。

■ 水・食料、物資の提供

災害発生直後は外部からの物資が入ってきにくくなるため、防災倉庫の備蓄物資や避難者が持ち寄った資源を活用するなどして身近な人と協力して生活する必要があります。その後、物流の再開と共に徐々に本格的な物資の提供が行われるようになる頃には、食物アレルギーや介護食、栄養のバランスなど幅広いニーズにも対応できるよう配慮します。

■ 生活再建情報の提供

生活再建に必要な情報は、広報ふじ、ラジオ f、ウェブサイト（SNS 含む）など、様々な情報伝達手段によって発信されますが、高齢者や外国人など被災者の状況によっては、十分な情報を得られない人もいます。避難所内外の多様な人々に必要な情報が届くよう、相談窓口を開設するなど情報提供の充実を図ります。

**(3) 避難所は、避難者自らの主体的な運営を原則とします。**

- 市の職員は、被災者が早期に避難所生活を終えることができるように、家屋の被害確認調査や罹災証明書の発行、応急仮設住宅の準備などの業務にあたる必要があります。避難者主体での運営が進むことで、最終的に市職員本来の業務が進み、被災者の生活再建が早く進むことにも繋がります。
- 避難所は、避難者が主体的に運営するため、地域（町内会・自主防災会）の役員や避難者の代表者、地域の協力者などで構成する組織（避難所運営委員会）を設置し、運営に関わる事項を協議して決定していきます。
- 避難所運営組織には極力、男性と女性、両方のリーダーを選任し、多様な立場の意見が反映されるようにします。また、必要に応じて保健師やボランティアなどの外部支援者が参加できる会議を設けます。
- 避難所の運営の負担が特定の人に偏らないよう、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、当番制などにより対応します。

#### **(4) 避難者の心身の健康が維持されるよう、衛生的で安心できる避難所運営をめざします。**

- 避難所では密集した環境下での集団生活等により、新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染、ノロウイルス等による感染性胃腸炎などが拡大するリスクが高まります。特に新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況においては感染症対策に万全を期した対応が重要となります。

[富士市発行の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設手引き」参照]

- 避難所のトイレが不衛生だと、ノロウイルスなどの感染症が発生し、避難者の健康を脅かす原因となります。トイレを清潔に保ち、安心して使える環境を作ることは、健康被害を防ぐことに直結します。被災時のトイレの使い方・手洗い・清掃については、開設当初から重要な課題であり、施設管理班を中心に対策を実施します。
- 避難所では、特に子供や高齢者などの体調の変化に気を配り、避難者同士の見守り体制の確立を目指します。また、市災害対策本部から派遣された保健・福祉・衛生部門の職員や、専門職ボランティアなどの支援者にも見守り情報を提供し、避難者の心身の健康管理を行います。
- 避難所内の治安の維持のため、警察や防犯担当などによる定期的な見回りを実施します。また、トイレの照明や授乳室の設置などを段階的に整備するなど、女性・子供に対する性犯罪防止対策を進めます。

#### **(5) 避難所は、原則ライフラインの復旧にあわせ、統合・解消します。**

- 地域のライフラインの復旧は避難所の解消の一つの目安となります。避難所の状況に合わせて統廃合を行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。特に学校の場合、授業の早期再開に配慮する必要があります。
- 避難所で生活する期間を短くできれば、人も街も早期に復旧、復興することができます。介護など支援が必要な方などは、適切な施設や病院で、自宅を失った人は、応急仮設住宅などで生活再建に向けた生活を送ります。

## 7. 避難所運営の初動期から解消期までの流れ

### (1) 初動（災害発生当日～24時間位まで）



### (2) 避難所開設期（1日目～3日目）

#### 応急危険度判定の実施

余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、二次的な災害の防止を目的とする。この判定により危険と判断された建物は原則立入禁止となる。

- ① トイレの確保・使用ルールの徹底
- ② 避難者の受付・避難者名簿の作成

## 神戸小

- ③ 避難者の受け入れスペースの割り振り（配慮が必要な人の専用スペースを確保）
- ④ 備蓄物資の配布
- ⑤ 地域の資源（食料等）の活用

**エコノミークラス症候群の注意喚起を実施**  
避難所や、とくに車内などの狭い場所で生活している被災者に対し、定期的な運動など、予防のための呼びかけを行う。

専門的なケアが必要な人などは移動

福祉避難所・福祉施設・病院

### (3) 避難所運営期（3日～2週間）

- ① 避難所の運営に必要な班や当番を決め、避難者一人ひとりに役割分担する  
避難者主体の避難所運営に徐々に移行する
- ② 定期的に避難所運営会議を開催し、情報交換や今後の対応を話し合う  
（避難者の代表者数名、施設管理者、避難所派遣職員、保健師、ボランティアなど）
- ③ 在宅避難者等の物資や食料は、自主防災会から神戸まちづくりセンターへ要請し、神戸小避難所で受け取る

### (4) 統合・解消期（2週間～）

- ① 次の居住先（仮設住宅、親戚宅等）が決まった避難者から随時退所する
- ② 規模が縮小した避難所は、近隣で統合して数を減らす

他の避難所との統合

建設型  
仮設住宅



借り上げ型  
仮設住宅

民間の  
アパート・借家を  
仮設住宅とみなして  
入居するもの

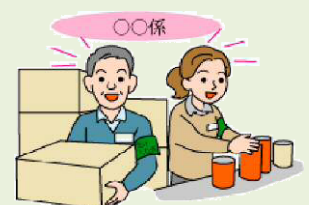
修理した自宅  
親戚宅等

### — 避難者は“お客様”ではありません —

過去の災害で開設された避難所のなかには、町内会の役員や施設管理者などが対応に追われる一方、避難者は何をして良いのかわからず、じっと座っているだけの状態になってしまっていました。

「避難者がやるべきこと」や「守るべきルール」をあらかじめ検討し、マニュアルにしておくことで、災害時だけでなく、日頃の啓発活動にも活用できます。

「神戸小避難所」では早い段階から避難者みずからが参加する避難所開設、避難所運営をめざしています。



## 8. 避難所運営の具体的な対応

### (1)初動対応(災害発生当日)

#### 初動対応の基本事項

- 初動対応期の範囲
  - 大きな地震発生直後から避難所の開設決定、避難所の開設準備、避難者の安全確保、避難所開設、避難者受入れ、避難所体制づくり開始くらいまでの概ね、発災後半日から24時間くらいまでが初動対応期と位置付けられます。
  - 地域では各町内での救出救護活動、初期消火活動、安否確認、そして避難所への避難者誘導などを自主防災会と住民の協力で展開する期間となります。
- 初動対応の心構え
  - 災害の規模、発生条件などによりあらかじめ想定した初動対応手順などを大きく変更する必要がでてくると考えられます。状況に応じた柔軟な対応が必要であり、その為にも平時からのシミュレーションや訓練による初動対応の理解がとても重要です。
  - 大規模災害をほとんどの人が経験していない中で初めて体験する避難所活動となります、想定外の事が多く発生することが予想されますのでこのマニュアルで決めていないことは皆が協力して考えながら進めることが大切です。
  - 発災直後の混乱状態での初動対応は避難所運営の中で最も難しく、しかし最も大事な期間です。ここを上手に乗り越えることでその後の運営が楽になっていくこととなります。まずはこの初動対応期間に全力で取り組みましょう。
  - 避難所運営は避難者自らの手で進めていくのが基本になるので、初動期の早い段階から避難者の参加を進めていくようにします。
- 感染防止対応
  - 新型コロナウイルス感染蔓延期には「事前受付」をはじめとした感染対策を徹底することは当然のことですが、普段であつてもインフルエンザ、ノロウイルス等への注意は必要であり「感染防止対策は避難所に必須」であることを十分に認識して取り組むことがとても重要です。
- 住民への啓発
  - 避難所には避難しない「在宅避難」が基本でありそのための普段からの備えが必要であること、避難が必要となった場合には初動期に必要な物を持参して避難する事などを平時から住民に知っていただくことも重要です。
  - 避難所に避難した場合は、建物の安全が確保できるまでは体育館や校舎には入れません。グラウンド等で一時待機となります。
- 車中泊・テント泊
  - 感染症対応、ペット対応他の観点から、神戸小避難所では初動対応終了後にグラウンドの所定位置に車中泊・テント泊スペースを設置します。限られたスペースを有効に使えるようにルールを定めて運用します。
  - 車中泊・テント泊利用者も一般避難者と同じ扱いで避難所運営に参加します。

## 先行活動班

○避難所開設が決定した直後から、避難所運営組織の立上げに先立って**いち早く避難所に駆けつけ、避難者の受入体勢を整え、避難者を受け入れるまでの初動対応をおこなうメンバーを「先行活動班」と位置付けます。**

### ● 先行活動班の内訳

- (1) 富士市地区班………避難所開設決定で配備される富士市職員
- (2) 施設管理者………避難所開設決定で配備される神戸小学校職員
- (3) 地域からの動員………自主防災会「避難所支援班」その他地域協力者

### ● 配備人数

- (1)富士市地区班の中から「避難所派遣職員」を避難所へ動員
- (2)神戸小学校は配備計画にもとづき動員(1名以上)
- (3)地域からの動員

- ①各自主防災会の「避難所支援班」から代表者計3名
- ②各自主防災会の「避難所支援班」の班長予定者計4名
- ③地域防災指導員(神戸地区担当)
- ④避難所運営委員会メンバーから可能な人が参加
- ⑤運営委員会OB、地域からの協力者が参加
- ◆避難所支援班は必要に応じバックアップ要員を動員

### ● 先行活動班の運用

- (1)毎年度、先行活動班の編成を更新し避難所運営委員会で周知する
- (2)参集場所は「神戸まちづくりセンター」とし、参集時間は避難所開設連絡時に伝達指示する
- (3)先行活動班は事前の組織化はしないこととし、集まったメンバーで役割分担をし初動対応にあたる
- (4)災害規模により先行活動班の人数不足の場合は各自主防災会からの追加支援を要請し対応する
- (5)早期段階での避難者がある場合には積極的に意識的に初動対応へ参加してもらう

### ● 自主防災会での「避難所支援班」の人選

- ・任期は2年間とし、町内会役員の代と同期させる
- ・選任方法は各自主防災会に一任する
- ・代表者3名は初動対応後に避難所運営組織の本部長と副本部長に就任
- ・班長予定者4名は初動対応後に避難所運営組織の各班長に就任

## 主な初動対応の内容

- **各自主防災会** ※神戸1丁目 神戸2丁目 今宮
  - 避難所開設決定後「避難所支援班」を避難所へ派遣
  - 地域内の被害状況把握と富士市地区班への報告
  - 避難予定者の状況把握(推定避難者数、内容等)
  - 避難者の安全確保と避難所(神戸小グラウンド)への誘導
  - 可能な範囲で「先行活動班」を増員し避難所開設を支援



◆具体的な行動内容は別に定める 各「自主防災マニュアル」に基づく

## ● 先行活動班

- 富士市地区班(避難所派遣職員)、施設管理者(神戸小職員)、各自主防災会からの「避難所支援班」、地域協力者が協力して避難所開設、避難者受入の各初動対応をおこなう

◆**主な対応項目は以下となるが、それぞれの具体的な行動は本マニュアル記載内容、並びに別に定める各「手順書」に基づく**

【神戸小グラウンドでの避難者受入、待機】

- ・テント、照明、電源、事前受付他を設営し避難者受入を準備
- ・避難者への事前受付実施(発熱者等は感染予防エリア)へ収容
- ・避難者の受入、安全確保と待機
- ・体育館側と連携し避難者を体育館へ誘導
- ・体育館の避難所開設活動へ合流



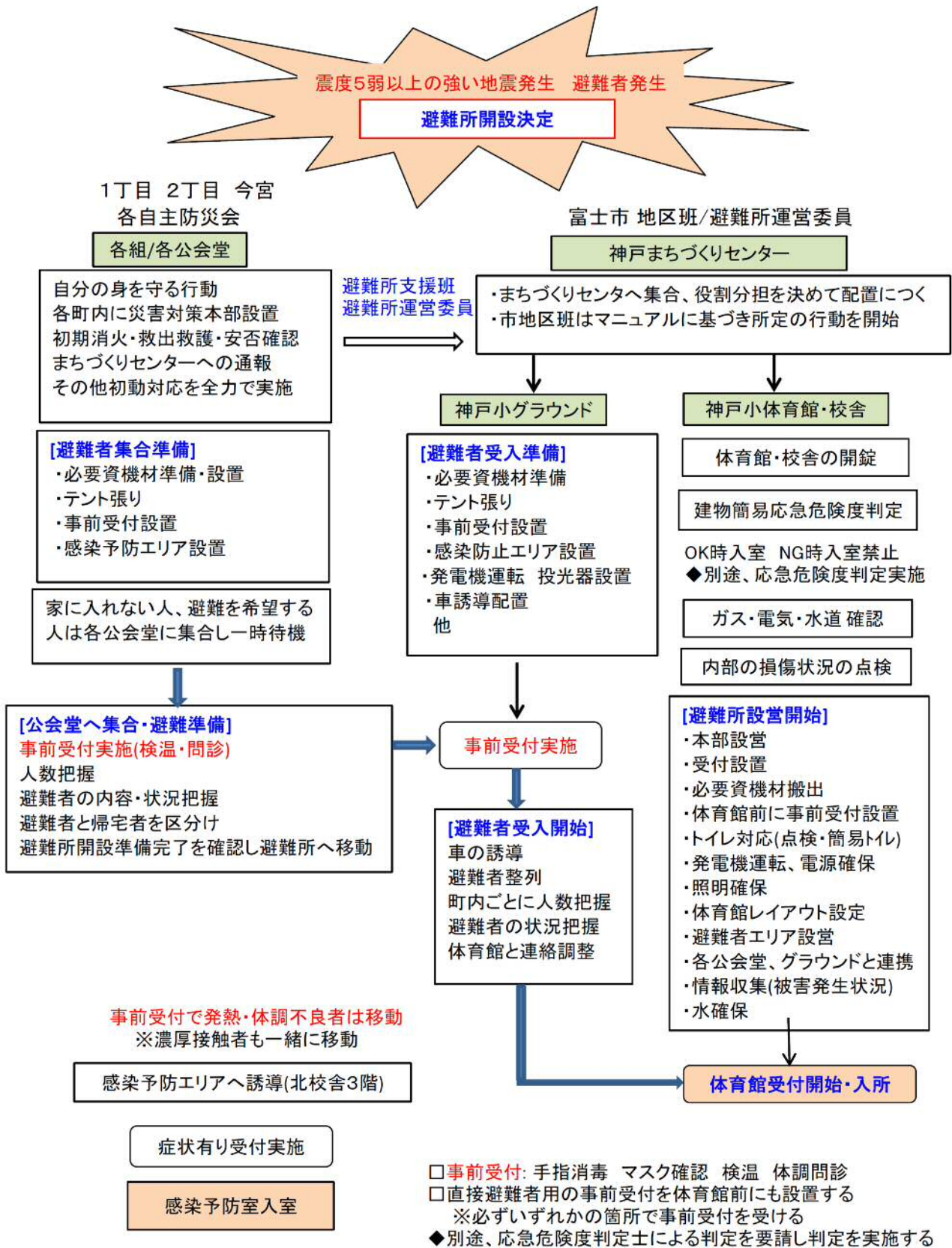
【神戸小体育館他の避難所開設準備、避難者受入】

- ・避難所開錠、建物内外安全確認、建物の簡易応急危険度判定
  - ※危険と判断の場合は建物への立ち入り禁止、別避難場所を確保
- ・設備点検実施(電気、水道、トイレ等)
- ・本部設営、居住エリア設営(個別テント設営等による感染予防)
- ・開設に必要な資機材の搬入、設置(電源、照明他)
- ・事前受付対応(避難者の体温確認と問診)
- ・避難者受付、入所開始
- ・避難者カード配布と回収
- ・毛布等の配布
- ・トイレ、飲料水、食料の初期対応
- ・他

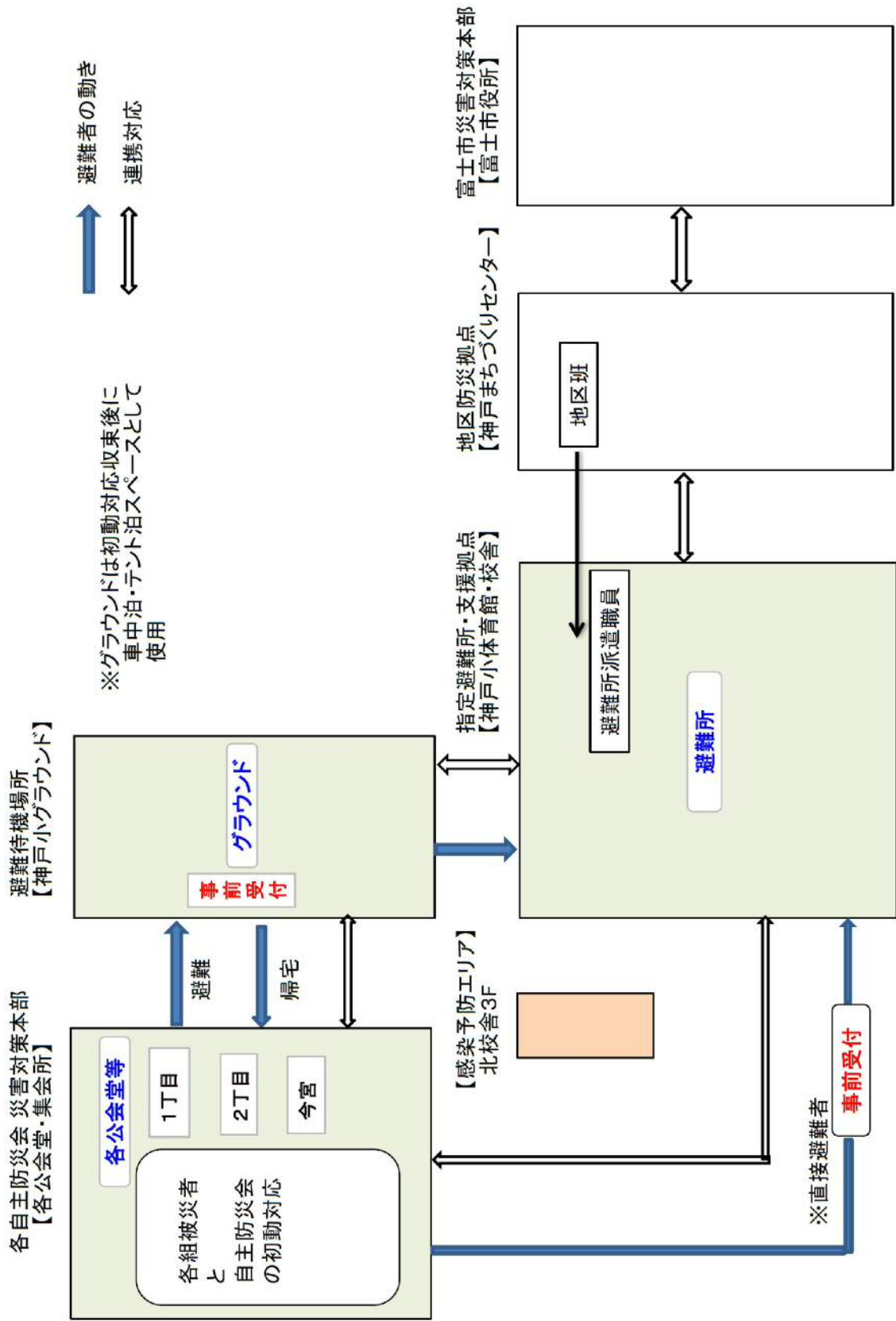




# 神戸地区 発災から避難所入所までの流れ



# 初動対応での各関係先の関連図



## (2) 避難所開設期(～4日目程度)の対応

### 避難所開設期の対応内容

#### ● 避難所開設期とは

○避難者受入までの**初動対応がひと段落したら次のステップとして円滑な避難所生活をしていく為の運営体制づくりを進めます。**

- ・運営組織の編成 [運営本部・7つの各活動班]
- ・運営本部会議開催
- ・各運営班の役割分担決定と活動開始
- ・居住エリア他避難所内各施設の点検と整備
- ・避難所内外ルールの掲示、徹底
- ・水確保、食料確保、トイレ対応他重点事項の対応推進
- ・衛生管理推進(新型コロナ、インフルエンザ、ノロウィルス 他)  
その他

#### ● 体制づくりの心構え

- 運営体制、避難所内施設運用は災害規模や避難者数によって柔軟に変化させて対応していきます(例えば居住スペースの一人当たりの面積など)
- 初期の段階から出来る限り避難者が参加する避難所運営としていきます、**神戸地区は3町内で構成する地域のため比較的避難者同士の顔が見えやすいので避難者同志で声を掛け合い、協力しあって運営を進めていきます。

#### ● 重点対応事項

○以下の項目を重点対応事項として優先的に取り組みます

- ・居住エリアの避難者数に応じた環境確保
- ・飲料水確保
- ・食料確保
- ・トイレ対策
- ・感染防止対策
- ・要配慮者対応
- ・女性目線対応
- ・安全確保
- ・各情報収集



◆それぞれ具体的な行動は本マニュアル記載内容、並びに別に定める各「手順書」に基づく

## ■ 業務体制

避難者主体による避難所運営が確立されるまでの間は、事前に決められた「神戸小避難所運営組織」に基づき【別冊】各手順書と運営班の業務により業務を実施します。

## ■ 避難所開設期の業務の流れ

### ① 避難所運営会議の開催

- 避難所運営本部は、避難所運営会議を開催します。
- 立入禁止場所と避難スペースの割り振りについて確認します。
- 各運営班の班長・班員を確認し、【別冊】各手順書と運営班の業務により各運営班の業務を実施できる体制を確立します。
- 様式集「総-2：避難所のルール」の掲示にあたり、状況に応じて必要事項を追記します。
- その他、各種検討事項について協議します。

### ② 避難所のルールの掲示

- 出入口又は受付の避難者が見やすい場所に「総-2：避難所のルール」を掲示します。

### ③ 運営班の業務実施

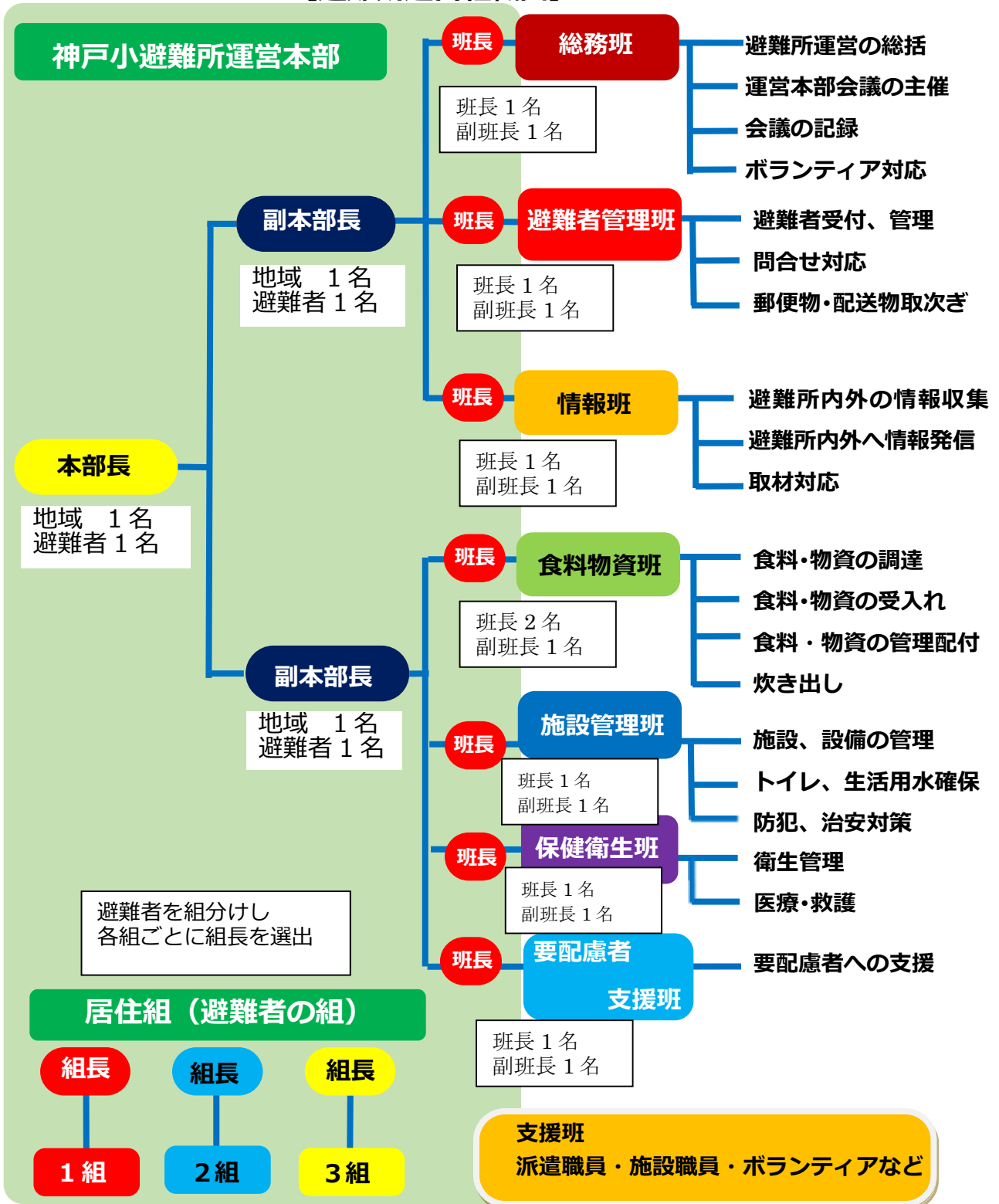
- 【別冊】各手順書と運営班の業務に基づき各運営班の業務を実施します。



# 神戸小避難所運営組織

初動対応後の次のステップとしての避難所の運営は、平時に定めた避難所運営本部員や地域からの支援員などが中心となり、施設職員や派遣職員などの支援を受けて運営を開始します。神戸小避難所ではこの段階から避難者を含めた運営を開始し、運営が軌道に乗った段階からは出来るだけ避難者主体で運営をしていくように進めていきます。

【避難所運営組織図】



## 運営組織の運用方法

### ○本部長、副本部長

- ◆ 3名で役割を分担し避難所運営全般を統括、運営していく
  - ・各町内から1名ずつ参加し、本部長1名と副本部長2名で構成
  - ・避難者の中から本部長、副本部長の補佐役3名を選出
    - ※ 3名中の最低1名は女性とする
  - ・運営が軌道に乗ったら極力補佐役(避難者代表)主体での運営に移行する

### ○各運営班の班長・副班長

- ◆ 7つの運営班のリーダーとして班の活動を進めていく
  - ・総務班、情報班、食料物資班、要配慮者支援班の4名の班長は各地域からの避難所支援班が担当
  - ・避難者管理班、食料物資班、施設管理班、保健衛生班の4名は避難者からの選抜者が担当
    - ※食料物資班は地域からと避難者からの2名を選出する  
[食料物資班の地域からの班長は在宅避難者対応も担当]
  - ・各運営班は副班長を避難者から選出して班長を補佐する

### ○各運営班の班員

- ◆ 班員は班長、副班長とともに班の活動に参加して協力する
  - ・避難者はいずれかの運営班に参加して活動し、不公平や偏りが起きないように配慮する(男性・女性の偏り、役割の固定・集中など)
  - ・所属する班を固定する必要はなく状況により柔軟に避難者を配置する

### ○避難者居住組の組長

- ◆ 組長は避難者の代表として組のとりまとめをおこなう
  - ・避難者を適宜組分けし各組毎にリーダー(組長)を選出する

### ○支援班

- ◆ 富士市地区班、施設管理者(神戸小学校)は避難所運営組織には所属せず、サポート役として運営を支援する[本来の役割を優先]

平時には「神戸小避難所運営委員会」を編成し、避難所運営方法についての改善、充実化や避難所開設・運営訓練をおこなう等により実際の場面で動ける体制づくりを毎年継続していく

※避難所運営委員会は毎期ごとに期初に編成する

## 各地域からの運営組織参加者の選任と運用

### ○選任する各役割

		1丁目	2丁目	今宮	計
初動対応(先行活動班)	3名が参加	1名	1名	1名	3名
避難所運営組織	本部長 1名	1名			7名
	副本部長 2名	2名			
	総務班班長	} 1丁目3名 今宮1名			
	情報班班長				
	食料物資班班長				
	要配慮者支援班班長				

### ○運用方法

- ・初動対応の3名が本部長、副本部長に就任する (変更も可とする)
- ・運営組織の一期の任期は2年間とし、町内会役員任期間と同期させる
- ・有事の運営組織には現役自主防災会長と現役町内会長は組み込まない  
 ※有事には各町内での活動を優先させるため、ただし平時に運用する  
**「避難所運営委員会」には主力構成員として参加する**
- ・選出方法は各自主防災会(各町内会)に一任する ※再任も可とする
  - ・本部長、副本部長は輪番制とする ※下表による
  - ・運営班班長の分担は期初に適宜配置する
  - ・継続性、経験が重要であることに配慮して選出する

※運用例を以下に示す

自主防災会、町内会役員で平時の避難所運営委員会へ参加(2年)

退任後に本部長等に就任(2年)

本部長退任後にバックアップにまわる(2年)

### [本部長と副本部長の分担] R:令和

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
本部長	神2	神1	神1	今宮	今宮	神2	神2	神1	神1	今宮
副本部長	神1	今宮	今宮	神2	神2	神1	神1	今宮	今宮	神2
副本部長	今宮	神2	神2	神1	神1	今宮	今宮	神2	神2	神1



## 各運営班の主な活動内容

運営班	リーダー	主な活動内容
総務班	班長(地域) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営の総括(とりまとめ・調整)</li> <li>● 運営会議主催・記録</li> <li>● 状況判断による運営体制の調整・見直し</li> <li>● 避難所内ルール調整・徹底</li> <li>● 地区班へ避難所状況報告</li> </ul>
避難者管理班	班長(避難者) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者受付、説明・案内・避難者登録台帳</li> <li>● 避難者の入所、退所管理 避難者管理台帳</li> <li>● 居住組の組編成・活動班参加指導、調整</li> <li>● テント泊・車中泊者の管理</li> </ul>
情報班	班長(地域) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各情報収集(被害状況・神戸町内会・ライオン他)</li> <li>● 各情報の避難者への的確な開示</li> <li>● 被災者支援や生活再建、復旧に関わる情報の収集と開示</li> </ul>
食料物資班	班長(地域) 班長(避難者) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料・飲料水の確保と配給</li> <li>● 食料・飲料水・物資の受入と管理</li> <li>● 必要物資類の要請</li> <li>● 炊出し</li> <li>● 地域の在宅避難者への必要物資類の対応</li> </ul>
施設管理班	班長(避難者) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トイレ対応</li> <li>● 生活用水確保と管理</li> <li>● 居住スペースその他施設全般の点検管理</li> <li>● 防火・防犯</li> </ul>
保健衛生班	班長(避難者) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衛生管理全般(ゴミ・清掃・洗濯他)</li> <li>● 感染防止対策推進(手洗い・消毒他)</li> <li>● 健康管理・こころのケア対策</li> <li>● ペット管理</li> </ul>
要配慮者支援班	班長(地域) 副班長(避難者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者対応(スペース・配慮・見守り)</li> <li>● 他施設との連携</li> </ul>

【具体的な行動は「運営班の業務編」、重点項目については各手順書に基づき行動する】

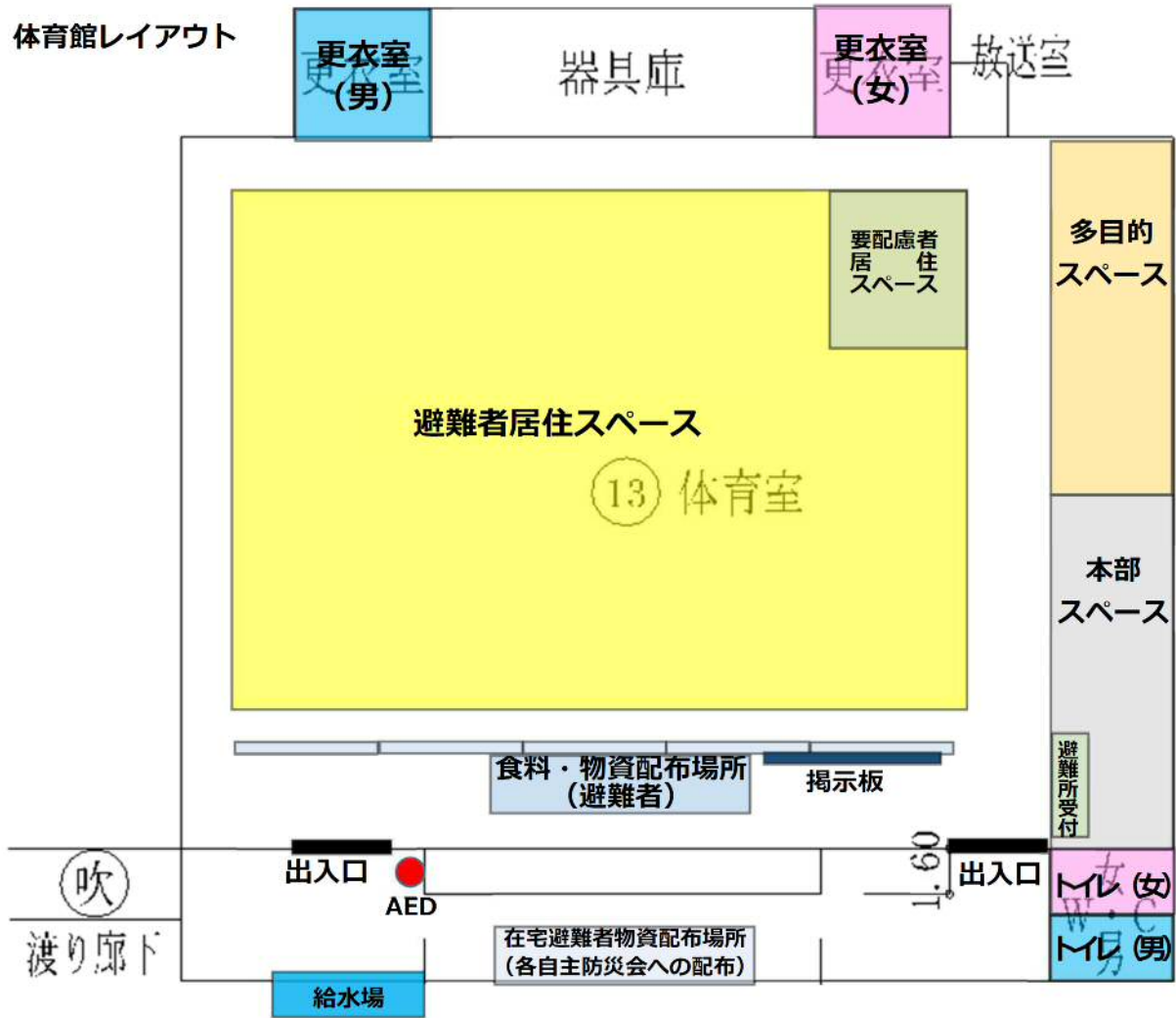


# 避難スペースの割り振り

## 施設全体のレイアウト

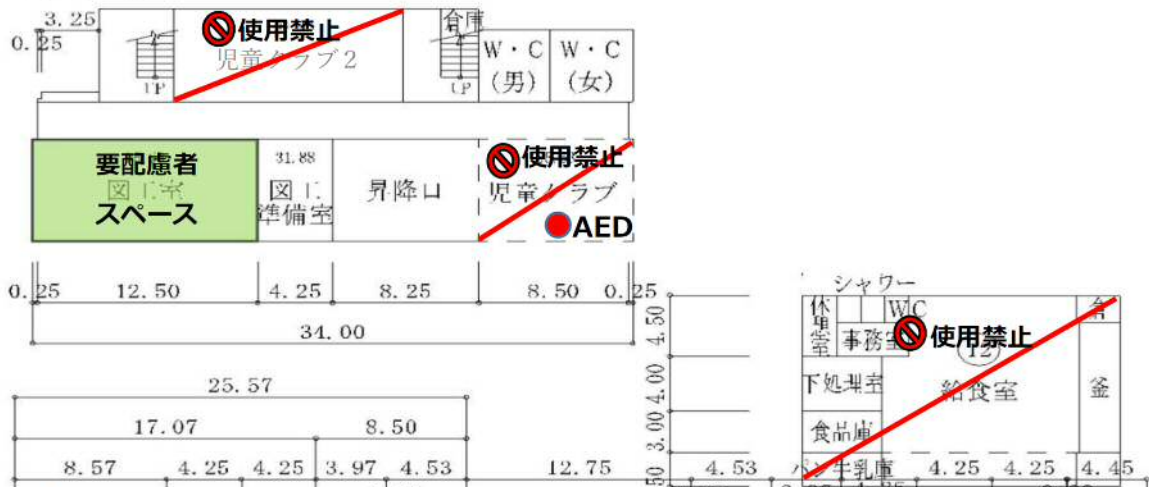


体育館レイアウト

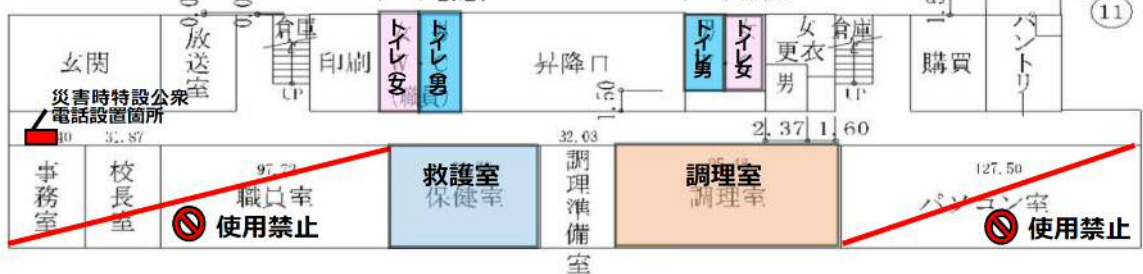


# 校舎内レイアウト

## 北校舎 1階



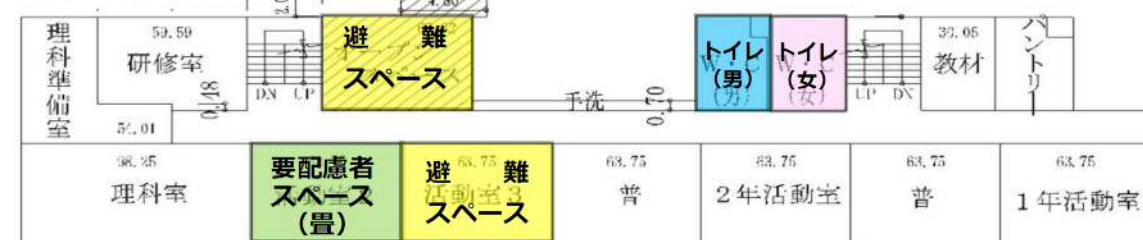
## 南校舎 1階



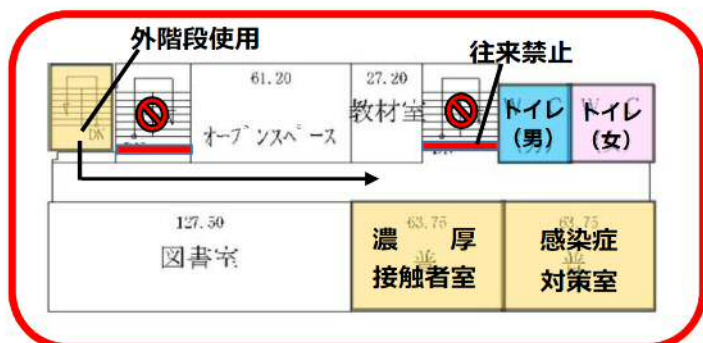
## 北校舎 2階



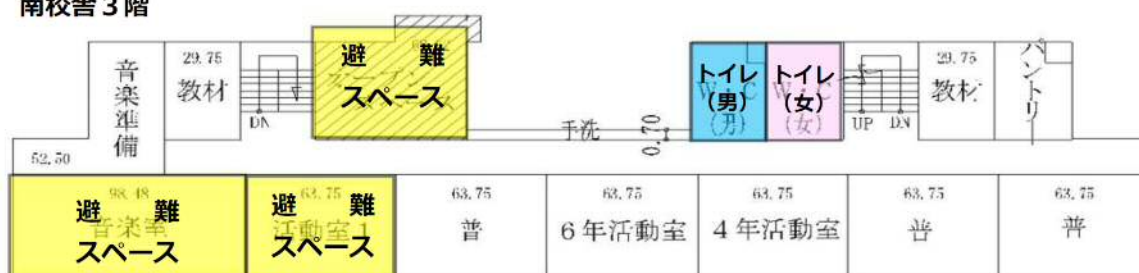
## 南校舎 2階



北校舎3階（感染症対策エリア）※感染症感染の疑いのある者のみ使用



南校舎3階



避難スペースの考え方

まず体育館で避難者を受け入れ、収まらない場合に、校舎を使用する。校舎内は1・2階（教室以外）を優先的に使用し、さらに収まらない場合には3階（教室以外）を使用する。要配慮者については、最初から校舎1階を使用し、状況により畳のある2階の活動室を使用する。

### (3) 避難所運営期（4日目～2週間程度）の対応

**事前に決められた避難所運営組織から、避難者主体の組織に運営を移行します。**避難所運営のサイクルに慣れ、心に落ち着きを取り戻し、みんなでがんばろうと張り切る時期に入ります。

しかし、避難生活が長期化すると健康被害やストレスによる様々な問題が発生する時期に移行します。特に子供や高齢者などの体調の変化に気を配り、避難者同士の見守り体制の確立を目指します。また、市災害対策本部から派遣された保健・福祉・衛生部門の職員や、専門職ボランティアなどの支援者へ見守り情報を提供し、避難者の心身の健康管理を行います。

#### ■ 業務体制

避難者主体の避難所運営組織で、**【別冊】各手順書と運営班の業務**に基づき避難所を運営していきます。

また、班長など一部の人に負担が偏らないよう、避難者一人ひとりが役割を担い、交代体制を組んで運営します。

避難所を利用する人の減少に伴い、運営体制を見直し、再編成をしていきます。

#### ■ 生活再建のための情報提供

災害対策本部から、ライフラインの復旧情報、罹災証明書の発行予定、公営住宅や仮設住宅の整備・入居情報など様々な情報が提供されるため、情報を整理、分類して掲示します。

被災者の状況によっては、十分な情報を得られないこともあります。避難所内外の高齢者や外国人など多様な人々に必要な情報が届くよう、相談窓口を開設するなど情報提供の充実を図ります。

## <運営期に注意するポイント>

主な内容		担当班	運営班の業務の該当項目
避難所生活長期化に伴う避難者のニーズの変化に伴う対応	被災者支援、生活再建のための情報収集・提供	情報班	2. 情報収集 3. 情報掲示板の～
	避難生活の長期化に伴う必要物資の確保	食料物資班	6. 避難生活の～
	避難所内の秩序維持の強化	施設管理班	9. 飲酒・喫煙～ 11. 防火・防犯対策
身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施の調整	総務班	3. 支援の受入～
	衛生管理の強化	保健衛生班	2～8. 各種衛生管理
	健康管理		9. 健康管理
	こころのケア対策の強化		10. こころのケア対策
	福祉避難所、医療機関などへの移送	要配慮者支援班	7. 福祉避難所との連携
	生活場所の整理、プライバシー確保	施設管理班	7. 生活場所の～
避難者の減少などに伴う運営体制の見直し	ルールの見直し	総務班	1.(4)避難所ルール～
	運営体制の見直し		1.(5)運営体制の～
	配置変更による見回り場所の見直し	施設管理班	11. 防火・防犯対策

## （４）統合・解消期（２週間程度～）の対応

統合・解消期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が回復することにより、次第に地域の本来の生活を再開することができる時期です。

自宅を失った人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合や解消することで、施設の本来業務(小学校機能)を再開させる準備を行います。

### ■ 業務体制

避難所運営本部は、避難者の生活再建を重視し、避難所の統合・解消にともなう避難者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

### ■ 統合・解消期の業務

#### ① 避難所の統合・解消に向けた準備

- ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、解消後の対応などについて、市災害対策本部と協議します。
- 避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについても、市災害対策本部と協議します。

#### ② 統合・解消に向けた説明会の開催協力

- 避難所の統合・解消にあたり、市が開催する説明会の開催に協力するなどして、掲示板などを活用し、避難者全員に順次伝えます。

#### ③ 避難所の解消準備

- 避難所運営本部、避難者、派遣職員、施設管理者は協力して、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行ないます。

#### ④ 避難所の解消

- 避難所運営本部は、避難所解消の日に解散します。

## 神戸小学校 備蓄物資リスト

担当地区	神戸地区
倉庫場所（階層）	2

品目		数量等	備考
食糧	アルファ米	2,800 食	50食/箱、「わかめご飯」はアレルギー対応
	クラッカー	910 食	70食/箱
トイレ	仮設トイレ（和式）	0 基	組立式
	仮設トイレ（洋式）	1 基	組立式
	仮設トイレ（男性用）	0 基	組立式
	簡易トイレ	5 基	和式便器に設置して使用
	簡易トイレ用テント	0 基	
	携帯トイレ	2,000 枚	洋式・簡易トイレに被せて使用、使用後は可燃ゴミ、200枚/箱
毛布		200 枚	10枚/箱
ビニールシート		600 枚	5枚/箱
間仕切り	高さ90cm	32 箱	3枚/箱、寸法：高さ90cm×幅8m（1枚4㎡×3部屋）
	高さ180cm	1 式	45枚/4箱/式、高さ180cm×幅100cmマジックテープで組立てて使用
発動発電機		1 台	未使用、ガソリン・オイルはまちづくりセンターから持参
バルーン投光機		1 台	
救急セット設置場所		保健室	避難所での応急救護に使用
どんぶりカップ		1,000 枚	1,000枚/箱
段ボールベッド		5 台	
アルコール（17ℓ）		2 缶	
事務用品BOX		1 箱	別紙参照
感染症対策BOX1		1 箱	
感染症対策BOX2		1 箱	
感染症対策BOX3		1 箱	
様式BOX		1 箱	



## 避難所開設用物品リスト

No.	品名	数量	収納先	No.	品名	数量	収納先
1	マジック (赤、黒)	各3本	事務用品 BOX (水色)	24	ニトリル手袋M・L (50双入り)	各2個	感染症対策 BOX 1 (青)
2	はさみ	1個		25	防護ガウン	11枚	
3	ホッチキス	1箱		26	非接触式温度計	2個	
4	セロテープ	1個		27	フェイスシールド	25枚	
5	カッターナイフ	1個		28	スタッフ用ビブス	35着	
6	クリップ	1箱		29	スタッフ用班表示	35枚	
7	ふせん	1式		30	ペーパータオル (200枚入り)	10包	感染症対策 BOX 2 (ごみ箱①)
8	スティックのり	1個		31	市指定ごみ袋 (20枚入り)	3包	
9	圧縮タオル	2個		32	ごみ袋 (白) (100枚入り)	1包	
10	電池 (ランタン、拡声器、ラジオ用)	1式		33	消毒液 (4.5ℓ)	1個	
11	富士市防災ラジオ	1個		34	消毒液用スプレーボトル	5個	
12	えんぴつ (12本)	1箱		35	サージカルマスク (50枚入り)	20箱	感染症対策 BOX 3 (ごみ箱②)
13	ドライバーセット	1式					
14	ペンチ	1個					
15	針金 (ワイヤー)	1巻					
16	ポリ袋 (透明) (100枚入り)	3包					
17	ガムテープ (布)	1個		36	避難所運営マニュアル各種様式	6種類	様式BOX (クリア)
18	ビニールひも	1個		37	多言語表示シート	1式	
19	立入禁止テープ	2個		38	富士市避難所運営マニュアル	1式	
20	軍手	41双		39	ペット飼育管理ガイドライン	1冊	
21	電卓	1個		40	表示等シート	1式	
22	拡声器	1個		41	クリップボード (稟議版)	6個	
23	コンパクトランタン	3個		42	クリップペンシル (封筒入り)	50個	

## 救急セット内訳

No.	品名	仕様規格	数量	単位
1	1mガーゼ	フック式	10	枚
2	傷あてパッド	50*50mm 10枚	5	包
3	傷あてパッド	75*100mm 5枚	10	包
4	脱脂綿	100g	4	袋
5	三角巾	特大(105*105*150cm)	30	枚
6	包帯	(4裂) (半) (ポリ)	8	包
7	包帯	(5裂) (半) (ポリ)	10	包
8	包帯	(6裂) (半) (ポリ)	12	包
9	綿棒	2号(100本)	1	個
10	カットバン No.55	55mm*2.5m	1	箱
11	カットバン No.72	72mm*2.5m	1	箱
12	プラスチック救急絆創膏	3サイズ46枚入り	2	箱
13	電子体温計	防水タイプ	2	個
14	アルカリボタン電池	L R 41	2	個
15	毛抜き	-	2	個
16	外科ピンセット	-	2	本
17	マキロンS	75m l	2	本
18	オロナインH軟膏	100g	1	個
19	オキシドール	500m l	1	瓶
20	オキシドール (ポリ)	100m l	5	瓶
21	消毒用エタノール	500m l	1	本
22	消毒用エタノール	100m l	5	本
23	ポリベース	15g	1	個
24	ポリ袋	12号(230×340mm)100枚入	1	袋
25	ニトリル手袋	100枚入り (Lサイズ)	1	箱
26	ホワイトテープ	25mm×9m	3	個
27	梱包用ダンボール	幅75×奥行48×高さ28cm 程度	1	箱

# 災害時の連絡先一覧

連絡先	電話番号	住所	備考
富士市災害対策本部	0545-55-2715	富士市永田町 1 丁目 100 番地	消防防災庁舎 3 階
富士市防災危機管理課	0545-55-2715	富士市永田町 1 丁目 100 番地	消防防災庁舎 3 階
避難所「神戸小学校」	0545-21-2192	富士市神戸 633	
神戸まちづくりセンター	0545-21-2203	富士市さんどまき 142 番地	
医療救護所	0545-21-0280	富士市原田 2259	吉原北中学校
富士市救急医療センター	0545-51-0099	富士市津田 217 番地の 2	
富士市立中央病院	0545-52-1131	富士市高島町 50 番地	
富士市医師会	0545-52-3111	富士市伝法 2850	
福祉避難所	市地域防災計画資料 7-5 及びマニュアル手順書を参照 ※月のあかり(大淵)他		
富士警察署	0545-51-0110	富士市八代町 3-5 5	
神戸駐在所	0545-21-2194	富士市神戸 426-2	
富士市消防本部	0545-55-2851	富士市永田町 1 丁目 100 番地	消防防災庁舎 2 階
富士見台消防署	0545-21-3399	富士市富士見台 1 丁目 1 6-4	
富士市社会福祉協議会	0545-64-6600	富士市本市場 432-1	富士市フィランセ内
富士市ボランティアセンター	0545-64-7100	富士市本市場 432-1	富士市フィランセ内
新環境センター	0545-35-0081	富士市大淵 6 7 6	
電気 (東京電力パワーグリッド)	0545-51-3567	富士市吉原 1-1-21	富士支社
電気 (中部電力)	050-7772-3397	静岡市清水区二の丸町 6-28	清水営業所
静岡ガス (株) 富士支店	0545-52-2260	富士市荒田島町 1 0	※都市ガス
プロパンガス	市地域防災計画資料 11-15 及びマニュアル手順書を参照		
水道	0545-67-2873	富士市本市場 4 4 1-1	富士市総合庁舎
下水道	0545-67-2827	富士市本市場 4 4 1-1	富士市総合庁舎

- 各自主防災会、町内会、避難所運営委員会の各役員名簿は毎年度期初に更新し周知する

# マニュアル構成と使い方

避難所運営マニュアル「共通版」は避難所運営の考え方  
や流れ等の基本事項を表したものであり、有事には  
具体的な動き方を示した「各手順書」に基づき行動  
していくことになります。

各手順書に基づき、マニュアル「運営班の業務」を  
参照し、帳票類はマニュアル「様式集」を使用します。

【共通版】



【運営班の業務】



【様式集】



【手順書1】

初動期の各パートごとの具体的な流れ

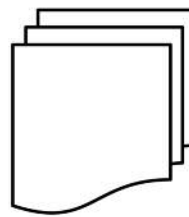
【手順書2】

初動期の各項目ごとの具体的な動き方

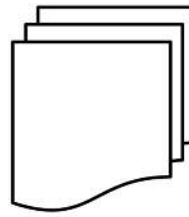
【手順書3】

開設運用期の各個別主要事項の手順等

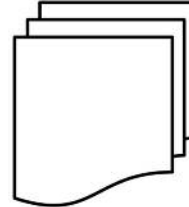
【手順書1】



【手順書2】



【手順書3】



※手順書リストに基づく

# 避難所運営マニュアル作成の記録

## ● 作成経緯

平成30年7月、地域防災指導員から「神戸小避難所運営検討」推進の必要性を提案、翌令和元年6月に町内会連合会理事会で検討開始を正式提案して承認を得、委員会を編成のうえ同年8月に第1回の委員会を開催し検討をスタートした。以降合計15回の委員会、神戸小施設の現場確認、初動対応の図上訓練等を重ねて「神戸小避難所運営マニュアル」の作成・編集を行った。

委員会では避難所運営マニュアル作成目的と合わせて「避難所について知る、避難所を理解する」ことも目的の1つととらえて委員会活動をとり進めた。

## ● 「神戸小避難所運営検討委員会」メンバー ※第1期、第2期通算（敬称略・順不同）

【神戸1丁目】青木敬三 松山直己 鈴木千秋 渡辺廣行 平山裕子 渡辺俊美 高梨幸香 渡辺秀雪

【神戸2丁目】菊地富良 杉山清春 山本茂穂 浅井勇司 河野慶子

【今宮】 渡辺秀春 渡辺光司 川口譲 渡邊雅子 鈴木和江 渡辺敏広

【ご協力】 山本賢一

【神戸小】 望月敏行 村瀬智洋

【富士市 神戸地区班】中川貴裕（神戸まちづくりセンター）窪田康 佐野元洋

【地域防災指導員:実行委員長】鈴木憲二

□委員会推進にあたり富士市防災危機管理課3名の方にご指導、ご協力をいただいた

伊藤圭祐氏 山梨佳洋氏 渡邊健氏

## ● 委員会等 開催記録

委員会等	開催日	委員会等	開催日
第1回委員会	令和元年8月19日	第9回委員会	令和2年8月24日
第2回委員会	令和元年9月9日	第10回委員会	令和2年9月14日
第3回委員会	令和元年10月2日	第11回委員会	令和2年9月28日
第4回委員会	令和元年11月6日	第12回委員会	令和2年10月30日
第5回委員会	令和元年12月9日	初動 図上訓練	令和2年11月13日
第6回委員会	令和2年1月20日	第13回委員会	令和2年11月27日
第7回委員会	令和2年2月26日	第14回委員会	令和3年1月29日
第8回委員会	令和2年7月27日	第15回委員会	令和3年3月16日
学校施設現場確認	令和2年8月11日		



